

参議院議員補欠選挙に伴う在外選挙の実施について（令和３年１０月）（静岡県選挙区、山口県選挙区）

参議院静岡県選出議員及び山口県選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙の概要は、以下のとおりです。

在外選挙登録の申請手続きについて知りたい方は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

海外に在住する有権者の皆様の投票方法としては、在外公館投票のほか、以下のとおり郵便等投票が可能です。手続きには一定の時間がかかりますので、あらかじめご検討いただきますようお願いいたします。（郵便等投票のための投票用紙の交付を受けた後でも、郵便等投票から在外公館投票に変更することはできます。）

１ 投票することができる方

○静岡県内の市町村の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方

○山口県内の市町の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方

２ 在外選挙の日程

○ 告 示 日：２０２１年１０月 ７日（木）

○ 在 外 公 館 投 票 日：２０２１年１０月 ９日（土）

○ 日 本 国 内 の 投 票 日：２０２１年１０月２４日（日）

３ 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには以下のリンクをご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

※「郵便等投票」の方法を選択する場合、事前に登録先の市町村選挙管理委員会の委員長に対し、投票用紙等を請求する必要がありますが、この請求はいつでも行うことができますので、郵便事情もご確認の上、活用ください。

（１）在外公館投票

投票時間：午前９時３０分から午後５時まで

投票場所：在外公館投票を実施する公館（日本大使館・総領事館及び領事事務所など）

※実施公館については以下のリンクをご参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page25_101607.html

持参すべき書類：（１）在外選挙人証 （２）旅券等の身分証明書

（２）郵便等投票

（１）登録先の市町村選挙管理委員会の委員長に対して、直接、投票用紙等を請求してください。投票用紙の請求は、いつでもできます。請求の際は在外選挙人証を必ず同封してください。請求用紙は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、以下のリンクからダウンロードしてください。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>

（２）投票用紙が送られてきたら、補欠選挙の告示日の翌日（１０月８日）以降に、投票用紙に投票する候補者名を記入して、登録先の市町村選挙管理委員会の委員長へ送付してください。

（３）国内投票日の１０月２４日（日）の投票所が閉じられる時刻（原則午後８時）までに、投票所に到着するよう、登録先の市町村選挙管理委員会の委員長に送付する必要がありますので、注意してください。

（３）日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後３か月間）は、登録先の市町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳しくは、登録先の市町村選挙管理委員会にお尋ねください。

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555（夜間緊急 +221-77-569-8103）